#### 7月 水 2 3 4 5 1 7 8 9 10 11 12 6 13 14 15 16 17 18 19 **(25)** 23 **(22) (24)** 26 20 21 (30) (31) (28) **(29)** 27

			8月				
Ξ	月	火	水	木	金	±	
					1	2	
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	問い
24	25	26	27	28	29	30	問い合わせ
31							\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\

9月						
Ξ	月	火	水	木	金	±
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

■開放時間13時~20時 ○開放時間17時~20時

※ 安全管理上、入場基準および遊泳基準を設けていますので、 ご理解ご協力をお願いします。

みるみる上達4日間 緒に頑張ろう!きっと泳げる!

問い合わせ 生涯学習課 **☎**第6677

#### とき

7月26日(土)、27日(日)、8月2日(土)、3日(日)(4回講座) 10時~12時

ところ 小方学園プール

## 講師

大竹市水泳連盟会員、日本赤十字社指導員 (着衣水泳のみ)

市内在住の泳ぎが苦手な小学生

25人(申込順) 定 員

#### 内容

○グループ分けによる指導

○着衣で溺れたときの対処方法(27日の1時間のみ) 保護者の方も一緒に体験してみてください。

#### 持参品

水着、水泳用キャップ、ゴーグル、タオル、飲み物など ※ きれいな状態の長そでシャツ、長ズボン(27日のみ)

#### 申し込み

7月4日金から11日金までに、総合市民会館備え付 けの用紙に記入の上、生涯学習課へ。

# 子育て世帯臨時特例給付金の

問い合わせ 福祉課 **企**992148

消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯臨時特例給 付金を支給します。

## 支給対象者

小方学

袁

の

を

開

放

じま

す

生涯学習課

**5**3667

平成26年1月1日に大竹市に住民票がある方のうち、 平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給 者であって、その平成25年中の所得が児童手当の所得 制限額に満たない方

#### 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給 付を含む)の対象となる児童を基本とします。

- ※ 平成26年1月1日時点で中学生である児童は、実際 の申請・支給時に中学校を修了している場合でも対 象です。
- ※ 平成26年1月2日以降に生まれた児童、臨時福祉給 付金の対象者、生活保護の被保護者などは対象外です。

#### 支給額

# 対象児童1人につき1万円(1回限り)

※ 1人の対象児童につき、臨時福祉給付金と両方の受 給資格がある場合は、臨時福祉給付金が優先されま すので、別途申請してください。

#### 申請方法

## 給付金を受け取るためには、申請が必要です。

平成26年1月分の児童手当を大竹市から受給してお り、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象の可能性が ある方に対し、7月17日休以降に申請書などを送付しま す。申請書に記入・押印の上、同封の返信用封筒で返送 または福祉課児童係窓口へ提出してください。支給要件 に該当するにもかかわらず、7月中に申請書が届かない場 合は、お問い合わせください。

#### 受付期間

#### 7月17日(本)~10月17日(金)(郵送の場合は17日必着) 窓口受付は平日の8時30分から17時15分まで。

平成26年1月2日以降に転入された方は、1月1日に 住民票があった市区町村が申請先です。

#### 提出書類(申請書を提出してください)

受取方法に児童手当振込口座以外の口座への振 込を希望する場合は、本人確認書類の写し(運転免許 証などの写し)と、振込先金融機関口座確認書類の写 し(通帳やキャッシュカードの写し)が必要です。

#### 給付金の受取方法

申請書の受理・審査後に、支給決定通知書または不 支給決定通知書を郵送します。支給決定の場合は、申請 書に記載された指定口座に振り込みます。

#### 公務員の方について

職場から「申請書(公務員用)」や「児童手当受給状況 証明書」を交付されている公務員の方も、受付期間内に 郵送または福祉課児童係窓口へ提出してください。

## DV被害者の方について

配偶者からの暴力を理由に、他の市区町村から大竹市 内に避難している方は、ご相談ください。

# 申請が始まります

○申請書(必要事項を記入

該当 万円 給付対象者 す る方は5千円

の

中で以下に

遺族基礎年 金 • 能年金の受 障害基礎 が 加算

み

○老齢基礎年 当、京暴被爆者諸手当の 児童扶養手当、特別障害者 終者() 給者の・

# 給付 !対象者

人に

つ

ź

# 受付期間

**7月17日内~10月17日金** 窓口受付は平日の9時か窓口受付は平日の9時か まで 原則窓口受付は行 8月3日(9時 本庁2階会議室で窓口 ん。土・日曜日、祝日は 、ます いません

支給決定の場合は、原則とし給決定通知書を郵送します。に支給決定通知または不支申請書の受理後・審査後 座に入金いた指定 いた指定口て申請書に記載り 7 W ただ

#### 受付場所 ところ 期間 7月17日(木) 市役所大会議室 ~7月31日(木) 8月1日金 市役所2階会議室 ~9月9日(火) 9月10日(水) 社会健康課窓口 ~10月17日金)

平日の9時から16時まで窓口受付 を行います。

※ 8月3日(日)の9時から16時まで は休日受付を行います。

受付開始直後は混雑が予想され ますのでなるべく郵送での申請をお 勧めします。

申請期間は10月17日金までです ので、ゆっくり申請されて大丈夫です。

臨時福

祉給付金の申請

が

始

まります

問い合わせ

社会健康課 ☎ 99 2

5

当するにもかかわらず、7月してください。支給要件に該請書の加算措置欄へも記入ださい。加算対象の場合は申 給付金 要件を確認の上、申請書を記 に申請書を送付 し、返送または提出 月 17 一の対象と思わ の対象と思われて日休以降、臨時1 こします。支給と思われる方体、臨時福祉 してく

として臨時福祉給付

軽減するため、

、所得の低い

**蹄時福祉給付金を支るため、一時的な措置の低い方への負担を上げられたことによ**から消費税率が8%

引 4

き上げる

に住民票がある方の平成26年1月1日

日に大竹

の

うち、

が平市

支給対象者

成26年度の住民税(均等割)

課税されない方

合や生活保護の受給者とないる方が課税されている場

ただし、ご自身を扶養して

は、お問い合わせください。中に申請書が届かない場合

筒を同封しますので、なるべ申請書と一緒に返信用封

7

いる場合などは

対象外

く郵送で申請してくださ

給付金の受取方法

○本人確認ができる書
○本人確認書類(運転免許証 類の写 Ù

人確認書類を添付してく支給対象者全員分の本 れる場合は代理の方がなったさい。代理の方がな

ださ

○申請者名義の口座が確認○申請者名義の口座が確認 人確認書類も必要です。れる場合は代理の方の 方の本

# よくある質問

質 問	回答
住民税が課税されている かどうか、どうすればわか りますか。	ご自身の勤務先から「給与所得にかかる市民税、県民税、特別徴収税額の決定通知書」が配られた方、ご自身名義の「市民税、県民税額決定、納税通知書」が届いた方には、基本的に住民税が課税されています。
平成26年1月2日(基準日の翌日)以降に引っ越した場合の給付金の受け取りはどうなりますか。	給付金は平成26年1月1日(基準日)時点で住民票がある市区町村から支給されます。具体的な申請期間や手続きについては、基準日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください。
一緒に住んでいない人に 扶養されている場合、給 付金はどうなりますか。	単身赴任などで別世帯にお住まいの方に扶養されている場合、扶養している人に住民税が課税されているときは給付金を受け取れません。
給付金受け取り後、税務 調査などで住民税が課税 されることになった場合、 給付金はどうなりますか。	給付金受け取り後でも、支給要件に該当しないことが判明した場合は支給した給付金を返還していただきます。